

ましうあはれなり、物にもがなやとおぼさるゝもかひなし、其日やがて御ぐしおろす、御年四十に一二やあまらせ給ふらん、まだいとをしかるべき御ほどなり、信實朝臣めして、御姿うつし書せらる、七條の院○母后へ奉らせ給はむとなり、かくて同じ十三日に、御船にたてまつりて、遙なる浪路を去のぎおはします、○中新院○順も佐渡國に移らせ給、○中中院○土ははじめより去るしめさぬ事なれば、東にもどがめ申さねど、父の院はるかに移らせ給ぬるに、のどかにて都にてあらん事いとおそれありとおぼされて、御心もて、其年閏十月十日、土佐の國の畑といふ所に渡らせ給ぬ、○中責て近きほどにと東より奏したりければ、後には阿波の國にうつらせ給にき、〔承久軍物語五〕承久三年六月十四日、○中すでに方々のせきうちやぶりて、御所ちかくせめよるときこえければ、一院○後ををはじめ參らせ、みやゝ女院さわがせ給ふ事なめならず、つちみかどの院、○順かものやしろへりんかうある、六でうのみや、れんせいのみやは、貴船のかたへとおちゆき給ふ、御どもに侍る人々も、みなかちはだしにてとうざいにまよひ、○中同じき廿日、一院四つち殿にうつらせ給ふ、

〔承久軍物語六〕おなじき七月六日、むさしの太郎ときうち、むさしのせんじよしうち、す萬ぎのせいをひきぐし、院の御所四辻殿へまゐり、四はうをけいご仕り、どば殿へうつしたてまつるべきよしそらもん申ければ、一院かねておぼしめしなうけさせ給たる御事なれども、さしあたつては御心まどはせおはしまして、まづ女ばうたちを出さるべしとて、出車にとりのせてやり出されければ、ぶしどももしむほんのものやのりたるらんとて、ゆみのはすにて御くるまのすだれをかゝげてみだてまつるこそなさけなくみえしか、やがて一院もみゆきなる、○中東の洞院をくだりに御幸なれば、あさゆふみゆきなりたりし七條殿ののきばも、いまはよそに御覽せらる、つくりみちまではぶし共物の具にてぐぶつかまつり、鳥羽殿へいらせ給へば、四方をかこ